

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	高萩市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page002616.html">http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page002616.html</a>

執行機関名 高萩市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高萩市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年高萩市条例第24号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母子、父子家庭の父子)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高萩市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第30号)別表第1 第1の項 高萩市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年高萩市条例第24号)による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	高萩市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年高萩市条例第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等</u> 及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、 <u>母子家庭等</u> 及び寡婦に対し、その <u>生活の安定</u> と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、 <u>母子家庭の母子、父子家庭の父子</u> 及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の <u>生活の安定</u> と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高萩市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年高萩市条例第24号) 高萩市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年高萩市規則第14号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	高萩市医療福祉費支給に関する条例第4条第5項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	高萩市医療福祉費支給に関する条例第5条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る <u>道府県民税又は市町村民税に関する情報</u>	当該申請を行う者に係る <u>道府県民税又は市町村民税に関する情報</u>
備考		